

平成30年度 第2回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成30年10月26日(月) 10:00～11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
田原 緑	会 長 出席
岡庭 大吉	委 員 出席
根本 賀章	副会長 出席
佐々木 淳子	委 員 出席
篠田 直人	委 員 出席
磯部 ゆき子	委 員 出席
梶野 陽久	委 員 出席
伊藤 章	委 員 欠席
事務局	田中参事 岡田課長補佐 石山係長 高橋主事 久保主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	市民課 高橋課長 加勢課長補佐 小川係長 田部主事 国保年金課 土井課長補佐 三浦係長 広聴室 染谷室長 子ども政策室 渡邊主任 クリーンライフ課 藤井係長 今井主事 危機管理防災課 豊田係長 谷口主事 都市デザイン課 小林主任 渡邊主任 学務課 斉藤係長 健康推進課 清水主査 上杉主事
<p>1 開会 事務局田中課長から開会宣言 10:00開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 会議録署名</p> <p>4 審議</p> <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項 諮問第15号～諮問第35号について <p>(2) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 報告第3号～報告第4号について <p>5 事務局連絡事項</p> <p>(1) 第3回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>6 閉会</p>	

4 審議

(1) 諮問事項 諮問第15号から諮問第35号まで事務局から概要説明
質疑

佐々木委員： 諮問第34号の「指導要録に関する業務」についてお聞きします。

指導要録の管理をシステムで行うとのことですが、これは三郷市独自の取り組みでしょうか、それとも国又は県から指導があって全国一斉に事務を変更するのでしょうか。また、システムのセキュリティは万全なのでしょうか。

斉藤係長： システム化につきましては、三郷市単独の取り組みではなく、国の方針により、指導要録に限らず学校関係の書類は電子化する流れになっており、三郷市は来年度から指導要録の電子化をする予定でございます。

上野係長： 情報セキュリティ対策につきまして申し上げますと、統合型校務支援システムのデータを管理するサーバーは、セキュリティが確保されたマシン室に配置しており、インターネットからのアクセスは不可能です。また、統合型校務支援システムのネットワークは、学校で児童・生徒が使用するパソコンのネットワークとは別で整備しており、セキュリティは担保されております。

篠田委員： 同じく、諮問第34号についてお聞きします。

団体加入の状況を収集するとありますが、これは何を指しているのでしょうか。

斉藤係長： 児童・生徒が加入している、クラブ活動やボランティア活動等を指しております。

篠田委員： 諮問第32号の「都市計画道路の整備に関する業務」についてお聞きします。新たに本籍等の情報を収集するとありますが、追加する具体的理由を教えてください。

渡邊主任： 都市計画道路の用地買収にあたり、該当する土地又は建物の所有者を確認する必要があります。登記簿謄本では、相続人に名義変更がされていない場合があり、戸籍情報から相続人を特定する必要があるため、今回新たに本籍等の情報を収集します。

田原会長： 諮問第21号の「子ども・子育て支援に関する計画書策定に必要なニーズ調査に関する業務」についてお聞きします。アンケートの内容について教え

てください。

渡邊主任： アンケート内容は、調査対象年齢によって変わります。例えば、就学前のお子様がいる世帯に対しては、保育所入所希望の有無を調査し、適切な保育所の数や受入数を可視化させます。

田原会長： アンケートは子どもではなく保護者が答えるものという理解でよろしいでしょうか。

渡邊主任： おっしゃるとおり、小学生以下の子どもにつきましては、保護者にアンケートを答えていただきます。ただし、中学生以上の子どもにつきましては、本人にアンケートを答えていただきます。

田原会長： 個人情報登録票では、対象となる個人の範囲が「18歳未満の個人」と記載されていますが、小学生以下の子どもの場合、保護者がアンケートを答えるのであれば、保護者の情報も収集するのではないのでしょうか。

渡邊主任： おっしゃるとおり、小学生以下の子どもにつきましては、保護者にアンケート調査を実施します。その際、アンケートは無記名でお答えいただきます。個人情報を収集する目的としましては、アンケートの送付先を管理するためであり、アンケートの回答内容と個人情報は結びつきません。なお、アンケートの送付先の宛名は、保護者と連名にはせず、小学生以下の子どもの場合であっても、子どものみの宛名で送付するため、子どもの保護者の情報は収集いたしません。

根本委員： 諮問第18号の「埋葬及び火葬の許可申請等に関する業務」についてお聞きします。三郷市斎場予約管理システムを導入することですが、このシステムで何ができるのか、具体的に教えてください。

高橋課長： 三郷市斎場予約管理システムでは、三郷市斎場の空き状況の確認及び予約をすることができます。

根本委員： 斎場の予約や死亡届の提出等の流れを教えてください。

高橋課長： 一般的な手続きの流れについてご説明いたします。まず、ご遺族の方は、死亡届の提出や斎場の予約等の手続きについて葬祭業者に委任します。委任された葬祭業者は、三郷市斎場予約管理システムで斎場の空き状況を確認し、遺族と日程調整をした後、システムにて斎場使用の仮予約を入れます。その後、葬祭業者は、死亡届を市役所に提出し、埋火葬許可証及び斎場利用許可

証を受け、使用料を納付します。この時点で事前に仮予約した内容が本予約となります。

根本委員： 諮問第25号の「浄化槽管理に関する業務」についてお聞きします。

下水道に接続した場合、下水道課に接続開始の届出を提出するとのことですが、その際に浄化槽の廃止届を一緒に提出してもらうことはできないのでしょうか。

今井主事： 下水道接続開始の届出につきましては、下水道接続業者が一括して届出を出すことが多く、個々の浄化槽の廃止届を提出してもらうことができないケースが多いのが現状です。届出の簡素化につきましては、今後下水道課と協議いたします。

田原会長： その他ございますか。ないようですので、諮問を承認するということで異議はございませんでしょうか。

一 同： 異議なし。

田原会長： それでは異議なしと認め、承認することといたします。

(2) 報告事項 報告第3号及び報告第4号について事務局から概要説明

田原会長： 何か質問等ございますか。ないようですので報告を受理するということで異議はございませんでしょうか。

一 同： 異議なし。

田原会長： それでは異議なしと認め、受理することといたします。

5 事務局連絡事項

(1) 第3回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局： 次回の審議会の日程ですが、平成31年1月21日月曜日の午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

田原会長： ご都合の悪い方はいらっしゃらないようですので、この案を了承し、次回は平成31年1月21日月曜日の午前10時からといたします。その他

に何かご意見等はございますか。特にないようですので、事務局に進行をお返しいたします。

6 閉会

事務局： 皆様、お疲れさまでした。今回の審議会の会議録につきましては後日郵送させていただきます。また、次回の審議会開催日が近付いてまいりましたら、諮問案件等の資料を郵送にて送付させていただきますので、よろしお願いいたします。

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	